

平成17年度中部総合事務所福祉保健局重点事項

1 社会福祉施設等の指導監査(福祉企画課)

毎年度厚生労働省から示され本庁所管課によって決定(7月頃)される各年度の指導監査重点事項とともに、平成16年度指導監査指摘事項の改善へ向けた取組状況の確認を行う。

本庁所管から中部総合事務所(福祉保健局)へ委譲された監査権限

平成14年度以前	社会福祉協議会 児童福祉施設(郡部)、 介護サービス事業者(施設・指定居宅支援事業者)
平成15年度権限委譲	障害者福祉施設(知的・身体・精神)
平成17年度権限委譲	児童福祉施設(市部) 障害児福祉施設 指定居宅支援事業者(支援費制度に係るもの) 社会福祉施設(老人福祉法に係るもの) 居宅支援事業者(精神)

上記のうち、福祉企画課においては、次の指導監査を所管(平成17年度)。

【指導支援係】< ・ 、 ・ 、 >

【介護保険係】< 、 >

2 障害者支援費制度への支援(福祉支援課)

平成15年4月から始まった支援費制度は、新たに障害者支援法が制定される見込みで、制度が大きく変更される。福祉保健局の役割は、障害者支援の実施主体である管内市町村への広域的な調整、指導。管内サービス提供体制の計画的な整備や事業者への指導を行う福祉事務所業務と、市町村に対する専門的・技術的支援を行う身体・知的障害者更生相談所業務を一体化して行う。

(福祉事務所業務)

中部圏域支援費サービス調整会議の開催	(新規)
市町村障害者ケアマネジメント推進会議の開催	(新規)
障害者サービス事業者の指定及び指導(監査を含む)	(拡大)
管内作業所の整備及び補助金交付	(新規)
発達障害支援連絡会議の開催	(新規)
管内障害者団体への協力と連絡調整	(継続)

(身体・知的更生相談所業務)

身体障害者更生相談所による定期・巡回相談	(継続)
知的障害者更生相談所による定期・巡回相談	(継続)
更生相談所による個別相談、ケア会議による支援	(継続)
県内障害者施設利用調整連絡会議の開催	(継続)
中部地区自閉症支援連絡会議の開催	(継続)
市町村担当職員への専門的研修会の開催	(新規)
障害程度区分変更に伴う、研修会の開催	(新規)

3 身体障害者更生相談所長協議会中国・四国地区職員研修協議会の開催(福祉支援課)

全国所長協議会の中国四国地区ブロック会議の開催(8月下旬2日間)

4 生活保護の実施水準の向上（福祉支援課）

生活保護の運営にあたっては、要援護者に健康で文化的な生活を保障し自立助長を図るという生活保護法の趣旨を具現化することを基本方針に、適正実施に努めるとともに実施水準の維持向上を図ることとしている。

- ア 保護の適正実施の推進
- イ ケースの実態に即した指導援助の充実
- ウ 医療扶助の適正運営の確保
- エ 介護扶助の適正運営の確保
- オ 組織的な運営管理の推進
- カ 生活保護システムの有効活用

5 被保護者自立（就労）支援モデル事業及び無料職業紹介事業（福祉支援課）

平成16年度4月から、中部総合事務所福祉保健局（中部福祉事務所）に、自立（就労）支援専門員を配置して、全県下を対象として、被保護者の就労を積極的に支援している。

また、被保護者を対象とした無料職業紹介事業を平成16年6月21日開始した。

6 母子家庭の母に対する就労支援（福祉支援課）

母子家庭の母に対して、母子自立支援員による就業相談を行うとともに、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労促進を図る。

7 DV被害者等相談支援事業の充実（福祉支援課）

平成15年7月に「心と女性の相談室」が設置され、DV被害者を中心とした女性相談に対応している。平成16年度からは、婦人相談所が行っていた「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、法律相談、カウンセリング、圏域の関係機関のネットワーク事業を実施している。平成17年度は、精神科医師参加のケース検討会や、支援者の「燃え尽き」を防ぐための心のケア事業も実施し、事業のより充実を図っている。

8 ひきこもり対策事業の推進（福祉支援課）

近年増加傾向にあり、社会的にも問題となっている「社会的ひきこもり」についての相談窓口として、個別相談、家族教室を実施している。社会的ひきこもり者の、社会参加ステップアップ事業の申込み窓口として、社会参加の推進を図っている。また、17年度は、精神科医師による専門相談事業や地域ひきこもりケアネットワーク事業（事例検討会、民生委員等関係者の研修会等）も実施し、対策の充実を図っている。

9 アルコール関連問題対策事業（福祉支援課）

アルコール問題を抱える家族及び本人に対して、断酒会、医療機関、市町と連携し、継続した支援を行うと共に、ネットワークを構築する。

10 地域リハビリテーション事業の推進（健康支援課）

ねたきり等要介護者を予防するために地域におけるリハビリテーション体制の充実を図る必要がある。中部圏域地域リハビリ支援センターと連携を図りながら、圏域のリハビリテーションの推進体制について検討する。

1 1 市町村介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画の策定支援

(福祉企画課・福祉支援課・健康支援課)

H 1 7 年度は各市町村が介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画を策定することになっており、計画策定にあたり、市町村の支援(市町村間の意見交換など)を図る。

1 2 災害時医療救護体制整備事業(健康支援課)

地震等大規模災害発生時には、迅速な医療救護活動を行い、鳥取県地域防災計画における医療救護計画を円滑に実施する必要がある。このため、中部保健医療圏地域保健医療計画の専門部会である「へき地・救急医療部会」において、災害時救護体制の整備を検討し、今年度中に災害時医療救護マニュアルを策定する。

1 3 感染症対策推進事業(健康支援課)

感染症は、保育所・学校・施設・医療機関等で常に起こる可能性があるため、関係機関が感染症情報や予防対策等を共有して取り組むことによりその拡大を防ぐことが必要である。このため、中部地域感染症予防・管理ネットワーク事業として以下の項目を実施する。

- ア 中部地域感染症予防・管理講習会の実施
- イ 感染症予防対策マニュアル作成検討会の開催
- ウ 感染症予防巡回チームの設置及び巡回の実施
- エ 夏休み親子体験教室